

令和4年度 第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1. 日 時 令和5年2月1日（水）14時から15時まで
2. 場 所 八戸市庁別館7階 会議室A
3. 出席委員 小倉 和也 会長、李澤 隆聖 副会長、小川 あゆみ 委員、熊谷 覚 委員、
澤口 公孝 委員、中島 幸一郎 委員、上田 武男 委員、高橋 薫 委員
4. 事務局 池田 和彦 福祉部長兼福祉事務所長、
工藤 浩徳 福祉部次長兼障がい福祉課長、
館合 裕之 高齢福祉課長、江渡 聡子 地域包括支援センター所長、
石木田 誠 主幹、村本 順子 主査兼介護支援専門員、
山口 誠 主査兼社会福祉士、

次第1. 開 会

■司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度 第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は8名の委員の皆様全員が出席となっておりますので、八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条のとおり、会議が成立することをご報告いたします。

それでは、議事に入りますので、ここからは小倉会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■会長

皆様、本日はお忙しいところご出席くださりまして、ありがとうございます。

これより、議事に入らせていただきます。

(1) 地域包括支援センター運営業務委託法人の選考結果について

■会長

本日は、事務局より4件の議事が提出されております。

はじめに、(1) 地域包括支援センター運営業務委託法人の選考結果について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、地域包括支援センター運営業務委託法人の選考結果について、資料1に従ってご説明いたします。

書面開催となりました第1回の運営協議会でご審議いただきましたとおり、平成30年度から市内12の日常生活圏域に設置しております委託型の地域包括支援センター、いわゆる

高齢者支援センターの契約期間が今年度末で満了を迎えることから、来年度以降の本業務を受託する法人を公募により選定するため、これまで事務を進めてまいりました。

公募の結果、12 日常生活圏域に対して 10 法人、各圏域に 1 法人ずつの応募があり、12 月 21 日と 22 日の 2 日間にかけて実施しました八戸市地域包括支援センター運営業務委託法人選考会における審査を踏まえ、受託候補者を選定したところでございます。

1. 選考結果をご覧ください。受託候補者につきましては、ご覧のとおりとなっております。

日常生活圏域の 2 番から 7 番、10 番及び 11 番につきましては、現在、本業務を受託し高齢者支援センターを運営しているそれぞれの法人が、受託候補者となりました。

1 番の市川・根岸地区、8 番の是川・中居林地区、9 番の大館・東地区及び 12 番の南郷地区につきましては、

- ・市川・根岸地区及び是川・中居林地区は、株式会社ミライフ
- ・大館・東地区は、社会福祉法人みやぎ会
- ・南郷地区は、社会福祉法人吉幸会

これら 3 法人が受託候補者に選定され、現在の受託者から変更になることとなっております。

なお、選考会につきましては、外部有識者 3 人、福祉・保健分野に従事する市職員 4 人、計 7 人の選考員が書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、選考員の得点の合計が 5 割以上の場合に受託候補者として選定しております。

2. 業務委託の概要をご覧ください。

(1) 契約期間につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間の契約となります。ただし、業務の開始後におきまして関係法令を遵守しない場合や、業務の実施につき著しく不相当と認められる場合には、本協議会の意見を聴取した上で、期間の満了前に契約を解除する場合もございます。

次のページをご覧ください。

(2) 主な委託業務の内容、及び (3) 高齢者支援センターの人員配置については、ご覧のとおりとなっております。

次に、3. 選定までの経過と今後の予定をご覧ください。

これまでの経過でございますが、令和 4 年 9 月 27 日に募集要項を公開し、公募を開始いたしました。

10 月 13 日に公募説明会を開催し、11 月 14 日を応募書類の受付期限としておりましたが、是川・中居林地区、大館・東地区及び南郷地区への応募申込みがなかったことから、3 地区に限り 11 月 30 日まで募集期間を延長して対応いたしました。

その後、12 月 21 日と 22 日に選考会におきましてプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、12 月 26 日に選考結果を応募法人に通知したところでございます。

今後の予定といたしましては、2 月 13 日、月曜日に委託に関する説明会を開催する予定となっております。

そして、2 月末までに介護保険課へ地域包括支援センター設置届出書等の提出を行い、2 月から 3 月にかけて業務の引継ぎ等を実施、そして、4 月 1 日に委託契約の締結、業務開始という流れになります。

最後に、受託候補者につきましては、本協議会においてご承認いただきましたあと、市

の内部手続きを経て正式に決定となります。以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対して、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

ご意見がなければ、地域包括支援センター運営業務委託法人の選考結果について、承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、地域包括支援センター運営業務委託法人の選考結果について、承認することといたします。

(2) 令和5年度八戸市地域包括支援センター運営方針について

■会長

続きまして、(2) 令和5年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、令和5年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、資料2に従ってご説明いたします。

こちらには、地域包括支援センター運営方針の策定に係る法的根拠を記載しております。根拠条文等に記載しておりますように、介護保険法、介護保険法施行規則及び厚生労働省関係課長の通知に基づき、例年、基幹型センターである八戸市地域包括支援センターと委託型センターである高齢者支援センターの運営方針を一体的に定めているところでございます。

次のページをご覧ください。

ここからは、令和5年度の運営方針(案)となります。

はじめに、I 方針策定の趣旨でございますが、本運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にすること、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定することとしております。

次に、II 地域包括支援センターの意義・目的でございますが、後段の記載をご覧ください。市では、第8期八戸市高齢者福祉計画に基づき、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備、機能強化に努め、その運営がより一層充実したものとなるよう取り組む旨を記載しております。

次に、III 組織体制をご覧ください。

基幹型センターである八戸市地域包括支援センターと、市内12日常生活圏域に委託型センターである高齢者支援センターを設置する旨を記載するとともに、令和5年4月1日以降の高齢者支援センターの設置状況を掲載しております。

なお、運営法人が変更となります1番の市川・根岸地区、8番の是川・中居林地区、9

番の大館・東地区、12番の南郷地区につきましては、現時点でセンター名が決まっておりませんので、「新規」と表記しております。

次のページにまいりまして、Ⅳ 運営上の基本的理念をご覧ください。

地域包括支援センターの運営上の基本的理念について、公益性、地域性、協働性の3つの視点から記載しております。

次に、Ⅴ 地域包括支援センターで行う事業の実施方針でございますが、ここからは令和5年度における事業の具体的な実施方針を記載しております。

実施方針の1から10の項目については、介護保険法施行規則で示されている内容のほか、市として重点的に取組を進めたい、介護予防の推進と認知症総合支援事業の推進についての実施方針を記載しております。

まず、実施方針の1は、第8期高齢者福祉計画の施策としても位置づけられております、地域包括ケアシステムの構築・推進について記載しております。

実施方針の2は、基幹型センターである八戸市地域包括支援センターと12の日常生活圏域に設置している高齢者支援センターの役割のほか、両センターが定期的に打合せ等を行うことによって情報共有に努め、連携して効率的に業務を行うとともに、事業運営に関する点検・評価を実施することで、業務水準の向上及び効果的な事業運営を行うことを記載しております。

実施方針の3は、記載のとおり、様々な機会を通じて、介護・医療・地域の関係者とのネットワーク構築に努めることを記載しております。

実施方針の4の介護予防の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者の身体活動や社会活動が減少し、生活不活発によるフレイル化が進んでいるという研究もございますので、引き続き介護予防の推進に取り組んでまいります。

運営方針の5は、現在、市の地域包括支援センターに5人、高齢者支援センターに24人配置している、認知症施策の推進役である認知症地域支援推進員を中心に、関係機関との連携や認知症の人やその家族への支援を行うことを掲げております。

実施方針6の地域ケア会議の運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により参集が困難な状況でもありますが、地域の関係者や専門職とのネットワークづくりにもつながる貴重な会議ですので、引き続きWeb開催も取り入れ、推進してまいります。

次のページをご覧ください。実施方針7～10につきましては、資料記載のとおりとなっております。

なお、定量的な活動指標を設定可能な実施方針につきましては、それぞれの項目に記載しておりますことを申し添えます。以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■委員

4番の介護予防の取組の推進についてですが、記憶が確かでしたら、地域包括がスタートする時に、運動機能の向上及び低栄養状態の予防に加えて、口腔という言葉が入っていたと思うのですが、これはどうなのでしょう。

厚生労働省老健局の老人保健課から、「地域包括ケアシステムにおける歯科保健医療の役割について」という資料が厚生労働省のホームページに出されていて、各県、全国的に介護予防の部分で口腔が重要だということで、厚生労働省から文書として出されているので

すが、この辺りの認識としてはいかがなのでしょう。

■事務局

実際に介護予防事業の中で、運動機能向上、低栄養予防、認知症予防の事業のほかに口腔機能向上の事業も実施しておりましたので、口腔機能の向上についても取組を強化してまいりたいと思います。

■委員

了解です。

■事務局

委員ご発言のとおり、以前は口腔のことも詳しく書いてあったかと記憶しておりました。失礼いたしました。

■委員

文面そのものということではなく、新規の事業所の方が高齢者支援センターに多く配置されますので、一般的な研修会とは別に、その方々、その事業所に対する何かしらのサポート体制が組まれる予定になっているのかということを確認したいのと、受託者の間で申し送りが終わってそこで関係性が切られてしまうと、今までつながっていた業務もブツッと切れてしまいますので、連続性を持たせるために相談できる関係づくりですとか、市の基幹型を通して相談できる体制をつくるとか、次年度のためにそのようなことができる体制づくりを考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

■事務局

一つ目の研修会等につきましては、業務内容の説明のほかに、改めて困難・虐待のケース対応に関する研修を年度内と年度が明けてから行うことを予定しております、スムーズにケース対応ができるように準備を進めております。

また、引継ぎにつきましては、2月13日の業務説明会の後に、年度内にも業務の見学やケースの引継ぎ、地域の主要な関係者との顔合せなど、円滑に移行できるよう必要な引継ぎを丁寧にしていただきたいと思いますと考えております。新年度以降につきましては、法人によっては「伴走的に支援します」というお話もいただいておりますので、その辺りもしっかり調整していけるよう努めてまいりたいと考えております。

■会長

その他、ご意見・ご質問はありませんか。

他になれば、令和5年度の運営方針について、事務局案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和5年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について、承認することといたします。

(3) 地域ケア会議について

■会長

次に、(3) 地域ケア会議について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、地域ケア会議について、資料3に従ってご説明いたします。

まず、1. 地域ケア会議とは、として概要をお示ししております。

八戸市地域ケア会議推進事業とある図をご覧ください。開催規模や範囲、会議が有する機能によって、地域ケア会議を3つの種別に分けております。

一番下にある地域ケア会議個別会議は、個別ケースに関する検討を行うことで、課題の解決を行います。図の下、四角で囲んだ部分に地域ケア会議個別会議の機能をより具体的にお示ししております。国では、一番上にある自立支援型中心の取り組みを好事例として紹介しております。

次に、個別会議で上がった課題をそれぞれの地域における課題について検討を行うことで、関係者間でのネットワークの構築や、地域課題を発見し明確化するのが、地域ケア会議圏域会議です。

八戸市ではこの個別会議、圏域会議を12圏域の高齢者支援センターに委託し実施しております。

これらの個別会議や圏域会議で検討した課題をさらに八戸市全体として把握するものが、一番上に位置している八戸市地域ケア会議推進会議です。

各団体の代表者レベルの方々にご参加いただき、各圏域会議で協議された地域課題を踏まえて、地域全体に関する課題の検討を行うことで、表の左側にあります関連事業などとも連携して、地域づくりや社会資源の開発、政策形成を行う機能を有しています。本日の運営協議会は、この推進会議の機能も位置付けて開催しております。

次に開催状況をご報告いたします。

まず、地域ケア会議個別会議及び圏域会議の開催状況を表でお示ししております。ここで訂正がございます。令和4年の地域ケア会議個別会議の回数を70回から54回に修正をお願いいたします。検討件数の合計が70件でした。申し訳ありません。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などもありますが、近年は、オンラインの活用、1回の会議で複数ケースを検討するなど工夫して、各圏域とも効果的な開催を目指しています。

次のページにまいりまして、地域ケア会議個別会議の開催状況の詳細についてです。

①機能別分類、②対象者の認定状況、③検討内容からもわかるとおり、自立支援型として、事業対象者や要支援認定者など比較的認定が低い方を対象とし、閉じこもり・体力低下防止など介護予防についての内容が大半となっております。

検討内容で次に多いのが認知症への理解・支援、医療面での支援体制の充実、高齢者の孤立化と続きます。

次のページをご覧ください。④主な会議のテーマ、検討内容及び課題として、内容の一例を紹介しております。

このうち、向かって左側の項目の2つ目、認知症への理解・支援においては、物忘れがあっても地域活動等役割が持てること、また、ゴミ出しなど地域の支援体制について検討されております。

また、項目の5つ目、一番最後の生活困窮・権利擁護については、支援体制が希薄な方への成年後見制度や、身元保証サービスなどについて情報の共有や検討がされ、様々な事

情があっても地域で暮らし続けられるよう支援体制構築に向けた支援の検討などが見られました。

次のページにまいりまして、地域ケア会議圏域会議の開催状況についてお示ししております。

例年、各圏域とも12月以降に圏域会議の開催が多いため、ここでは令和3年度の14回、今年度の12月末現在、5回の開催状況をお示ししております。

①内容分類をご覧ください。圏域会議では閉じこもり・孤立化防止の見守り、集いに関する内容が多く、次に、認知症対策の充実、地域資源ネットワークの充実、地域活動への担い手不足対策の充実と続きます。

なお、ここには記載はありませんが、「災害時に備えた対応について」2月に開催を予定している圏域があります。先行地区において、個別避難計画の作成が来年度から始まることから、地域の課題として取り上げられることが今後増えると予想されます。

②主な会議のテーマ、検討内容・課題として、検討が多かった課題について、内容の一例を紹介しております。

左側の項目の1つ目、閉じこもり・孤立化防止の見守りについて検討され、人口密集地の圏域ではアパート等での60～70代前半の独居高齢者が増えて見守りが難しくなっているなどの課題が上がっています。

最後に地域ケア会議個別会議及び圏域会議の課題と今後の対策として、主なものを3つあげています。

地域ケア会議個別会議の開催が定着しつつあり、専門職の職能団体など関連機関の協力のもとアドバイザーによる介護支援専門員への指導助言の場としても活用されてきています。今後はより一層、自立支援に向けた課題の検討を行い、市の施策へつなげていきたいと考えております。

また、来年度は高齢者支援センターが変更になる圏域もあり、12圏域全体の開催スキルが上がるよう新たにマニュアルを現在作成中です。

また、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業など、関連する事業の推進に向けた課題の抽出や対応策の検討等、相互連携が行えるように目指してまいります。以上で、地域ケア会議についての説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■委員

一つ目ですが、(1)の④主な会議のテーマ、検討内容及び課題という表に認知症への理解・支援という項目があって、検討内容・課題の欄に「資源情報発信の仕組み」とあるのですが、どういうことなのかイメージがわからないので教えていただければと思います。

次に、(2)の①地域ケア会議圏域会議の内容分類についてですが、グラフの軸の数字は件数という認識でよろしいでしょうか。軸の数字は件数だと認識しておりますが、12圏域に高齢者支援センターがあって、それぞれが地域ケア会議圏域会議を開催している総数だとしたら、閉じこもり・孤立化防止の見守りに関する件数が6件ということでしょうか。私のイメージとしては、把握している件数が少ないのではないかと考えていて、このコロナ禍ですので、会議のテーマだったり検討内容だったりということで見るとすれば、この件数が妥当なのか判断がつかなかったのでも教えていただければと思います。

■事務局

はじめに、「資源情報発信の仕組み」についてですが、町内や地区によっては一人暮らしでごみ出しが難しい高齢者をボランティアが支援している事例がございます。そのようなインフォーマルの取組を紹介したり、民間の団体が提供しているサービスの内容を周知したりと、そのような情報を広く発信していきたいという内容になります。

■委員

それを資源というんですね。

■事務局

利用できるサービスがたくさんあることを、資源がたくさんあるというように表現するケースが多くございますので、資料でも用いております。わかりにくい表現となり申し訳ございませんでした。

もう一つのご質問である地域ケア会議圏域会議につきましては、12圏域の高齢者支援センターに年2回を目標に開催していただいております。全てのセンターが達成しますと計24回開催されるということになります。

開催回数をご覧いただいておりますとおり、令和3年度に関しましては14回の開催、今年度は5回の開催という状況でありますので、かなり少なく感じられることと思っておりますが、個別会議の結果を圏域会議に結び付けていくという会議の性質上、例年、1月から3月までの間に多く開催されておりますので、今後開催回数が増えてくるものと見込んでおります。

一方で、地域ケア会議の開催につきましては、高齢者支援センターの間で若干差も生じてきておりますので、市の地域包括支援センターとして開催支援をもっと行っていかなければならないと考えております。

■委員

圏域会議の件数が妥当なのかが判断できないのですが、どうなのでしょう。

■事務局

先ほど担当職員からのご説明申し上げましたとおり、高齢者支援センターが圏域会議を開催する目標回数は年2回としており、12センターございますので計24回程度開催ということになっております。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響もあって開催が難しいこともあり、目標に届かない年もあったかと思っておりますが、各センターで開催に向けた努力はしております。令和3年度から令和4年12月末現在までで19回開催されているという状況でございます。

テーマ設定につきましては、各圏域で開催されております個別会議の内容を踏まえて、特に取り上げたい、協議したいというテーマを各センターで設定しております。今回は見守りに関するものが多くなってございますけれども、その年によってテーマごとの件数が変わってくるということになります。

このようなことから、どのテーマが大事であるとか、大事ではないということではなく、地域の方も話し合いたいというテーマを圏域会議で取り上げながら、市の方では各圏域共通の地域課題の解決に向けた施策を検討し、この運営協議会の場でご審議いただくという流れになります。

繰り返しになりますが、開催回数につきましては、各センターの皆さんには努力していただいております。最近では新型コロナウイルスの感染状況も落ち着いてまいりましたので、今

後開催が増えてくるものと期待しております。

■会長

その他、ご意見・ご質問はありませんか。

他になければ、地域ケア会議について、了承することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、地域ケア会議について、了承することといたします。

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■会長

次に、(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、資料4「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について」をご覧ください。

本件は、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、地域包括支援センター運営協議会において審議することとされていることから、お諮りするものです。

本日は、資料に記載しております事業所につきまして、ご審議をいただきますが、利用者の円滑なサービス利用の観点から、既に委託契約を締結しておりますので、事後承認をいただけますようお願いいたします。

「居宅介護支援事業所まほろば」は、八戸市が指定する居宅介護支援事業所として、令和4年12月に八戸市根城に開設、併せて介護予防ケアマネジメントを行うものです。

受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従で、予防プラン作成経験年数は9年となっております。以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

ないようですので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、事務局案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

(追加案件) 令和4年度地域包括支援センターの事業評価について

■会長

本日予定していた議事は以上となりますが、資料の送付時点で、国から評価結果が示されていなかった令和4年度地域包括支援センターの事業評価について、先日晒されたとのことです。本日、事務局より説明をお願いしたいと思います。

■事務局

それでは、令和4年度地域包括支援センターの事業評価について、本日お配りしました資料によりご説明いたします。

ただ今、会長からもお話がありましたとおり、評価結果の方が資料をお送りした後に国から示されましたことから、急遽案件として追加させていただいたところでございます。資料をご覧ください。

1. 概要及び目的でございますが、地域包括支援センターの事業について評価を行い、必要な措置、機能強化を図っていかなければならないとされていることから、国において全国統一の評価指標を策定し、平成30年度より実施しているものとなっております。こちらの評価結果を踏まえ、センターの設置者や市町村が事業の質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築・深化を推進することを目的とさせていただきます。

2. 評価時点及び対象年度でございますが、評価指標によって時点と年度が定められておまして、時点の場合は令和4年4月末時点、年度の場合は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

3. 評価指標の概要でございますが、評価分野といたしまして7分野でございます。組織運営体制等、個別の事業といたしまして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援、最後に事業間連携ということで社会保障充実分の在宅医療・介護連携推進事業や認知症初期集中支援事業、生活支援体制整備事業等の進捗状況を評価する分野で構成されております。指標は市町村と地域包括支援センターそれぞれで設けられておまして、市町村は計59項目、地域包括支援センターは計55項目ということになっております。

次のページをご覧ください。4. 事業評価結果でございます。

(1) 八戸市の達成状況について、ご説明いたします。八戸市の達成状況につきまして、組織運営体制等を除く評価分野の全ての項目において指標を達成することができ、全国平均を上回る結果となっております。全国平均を下回った組織運営体制等の項目につきましては、資料下段の組織運営に関する未達成項目の表をご覧ください。

1つ目の「前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。」という項目でございますが、先ほどご審議いただきました運営方針を昨年度もご審議いただきましたが、昨年度の場合は特にご意見等なくご承認いただいております。そのような場合、この事業評価では「改善されていない・見直しされていない」という評価結果になる関係から、未達成という結果になっております。このようなことから、全国平均も低い結果になっているものと推察されます。

2つ目と3つ目につきましては、センターに配置することになっております3職種に関する指標になっております。法律上、それぞれの職種につきましては準ずる者の配置も認められておりますが、こちらの事業評価につきましては準ずる者を含まない形で評価する

ことになっており、その関係から未達成という結果になっております。

最後「センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。」という項目でございますが、例年、4月に開催しております高齢者支援センターの関係職員の会議におきまして研修計画をお示ししておりましたが、昨年度、研修計画を策定するのに時間を要しましてお示することができず未達成となり、組織運営体制等の分野が全国平均を下回ったところになってございます。こちらにつきましては、市の事務スケジュールの見直しにより改善できる項目となっておりますので、令和5年度に向けて研修計画を検討し、会議の場で各高齢者支援センターにお示しできるよう進めてまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。(2) 高齢者支援センターの達成状況でございます。

①12 センター平均の達成状況につきましては、市内 12 の日常生活圏域に設置している高齢者支援センターの平均と全国平均を比較したレーダーチャートになっております。

市内 12 の日常生活圏域に設置している高齢者支援センターの達成状況の平均は、全ての評価分野で全国平均を上回っておりまして、個別の項目につきましても全国平均を大きく上回ったものが数多くみられました。このようなことから、12 センターにつきましては、一定の運営水準を確保しているものと考えております。

一方で、組織運営体制等及び包括的・継続的ケアマネジメント支援の評価分野で、全国平均を下回った項目もみられました。

組織運営体制等における「3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）の配置」につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、法律で準ずる者の配置が認められている中で、準ずる者は含めない評価となっておりますので、3職種の人材不足や一部のセンターで部分的に欠員が生じたということが影響したものとなっております。

「センター職員を対象とした研修計画の策定・提示」につきましても、先ほどご説明いたしましたとおり、市の事務スケジュールの見直し等により改善を図ってまいりたいと考えております。

また、包括的・継続的ケアマネジメント支援における「担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づく多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか」という項目につきましては、各種会議や研修会等の機会も活用し、意見交換の機会を設けることをこれまで推奨しておりました。近年、コロナ禍の影響もあり、人が集まる会議や研修会が減少していることが全国平均を下回った要因の一つであると考えております。Web で開催されている会議や研修会もございますので、そのような機会も活用しながら情報交換等をしていければと考えております。

次のページをご覧くださいと、ただ今ご説明いたしました未達成項目について記載しております。

次のページをご覧ください。②各高齢者支援センターの達成状況につきましては、全国平均と比較した各センターの数字を掲載しております。各センターの評価結果のうち、全国平均を下回った項目につきましては、青字で表記しております。

次のページ以降につきましては、各高齢者支援センターの達成状況をレーダーチャートによりお示ししております。多くのセンターで全国平均を上回っているという結果でしたので、引き続き高い水準でサービスを提供していただけるよう、連携をとりながら地域包括支援センターの運営に努めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見等がなければ、令和4年度地域包括支援センターの事業評価について、事務局案のとおり了承することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和4年度地域包括支援センターの事業評価について、了承することといたします。ありがとうございます。

議事は以上ですが、そのほか皆さまから何かございますでしょうか。

■委員

民生委員の代表として出席しておりますが、地域包括支援センターができたおかげで助かっております。

私は下長地区の民生委員をしております、下長地区ははくじゅ、シルバーリハビリテーション協会が担当しているのですが、民生委員の会議に出席して説明もしてくれるし、電話をしてもすぐに対応してくれるということで、非常にいい組織であると日頃から感じておりました。今回も下長地区ははくじゅさんが引き続き担当するというので、良かったなと感じています。

ただ、辞退したのかどうかはわかりませんが、4つの地区が代わるということですが、どのような理由で代わったのでしょうか。

■事務局

各高齢者支援センターにおいて様々な要因、理由があるかと思いますが、人口減少・少子高齢化が進展する中、全国的に介護人材の不足が課題となっており、本市におきましても同様の傾向がございます。法人の多くは施設も運営しておりますので、施設の方にも人員の配置を求められる中で、センターの人材まで確保することが難しいというお話を聞いております。実際に欠員が生じた中で、専門職の募集をしてもなかなか応募がないですとか、人数を揃えることが難しいというお話も伺っておりました。また、運営費というところを理由に挙げられているところもございます。大きなところでは、このような理由を伺っておりました。

センターの運営体制につきましては、市として基幹型のセンターとして後方支援を行いながら、センターに配置されている職員の負担軽減を図りながら進めてまいりたいと考えております。

■委員

事業評価を見ますと、寿楽荘などの達成率が低く、そういうところが代わったということですので、人力的な問題で決められた回数をできないとか、そういう理由が代わったという結果につながったということでしょうか。

■事務局

そのような点も、つながったものと考えられます。

■委員

下長・上長地区のはくじゅさんに配置されている職員は4人です。よく4人であの広い

エリアをカバーしているなど思っていたのですが、配置基準があるようですね。全ての地区でこの配置基準を満たしているのでしょうか。

■事務局

一部のセンターでは欠員が生じている状況となっております。

配置基準につきましては、人数だけではなく、定められた職種を配置することになっておりますが、欠員が生じた職種の補充が難しい場合には、一時的に他の職種を配置いただいて、人数を揃えた上で業務に当たっていただけるように対応しております。

■委員

夜に電話してもつながるといいう体制も取っており、よく4人で運営できるなど平日頃から考えておりましたので、質問させていただいたところです。

それから、色々な話を聞きます。はくじゅはすごく良くやっていると私は思っていますが、他の地区の話を書き聞きますと、職員の入れ替わりが激しいという話をしていたところもありました。このような実態を八戸市の方でもきちんと把握して、できるだけ高齢者支援センターの意見も聞いて、相談ごとがありましたら対応していただければと思います。

地域包括支援センターというのは本当にいい組織だと、私たち民生委員からすると非常に頼りになる組織だと感じております。是非上手く長く続くようにしていただきたいと思っておりましたので、意見を申し述べさせていただきました。

■事務局

ただ今、委員から高い評価をいただき、本当にいいお話を聞かせていただいたと思っております。

恐らく住民の皆さんからすると、市役所の出先機関という感覚をお持ちいただいていると思います。高齢者支援センター、高齢者という文言がついておりますが、高齢者に関すること以外の困りごとをお問合せいただいているところもございます。

今いろいろとご指摘を受けたこともありまして、高齢者支援センターの負担があまりにも過重にならないよう我々も気をつけながら、この5年間で終わって次の5年間に向けて反省が必要なところは反省をしながら、取り組んでいきたいと思っております。本当にありがとうございます。

■委員

新規の4つについて、活動拠点を圏域内に設けるといいう認識でいいでしょうか。2か所担当するところもあるようですが、別のところから来るわけではないですね。

■事務局

基本的に、圏域内に活動拠点を設けるといいうことになっております。

■委員

この場での質問、意見としてはすぐわかないかもしれませんが、行政サイドに歯科衛生士が多職種連携の一員として入ることによって、歯科医師会として非常に動きやすくなったり、歯科に関することが取組みやすくなったりします。他の自治体でも歯科衛生士が1名ないしは2名入ったことによって、包括支援の中での多職種連携が大きく変わり、非常にいい成績を残しているところがあります。

例えば、大分県では、県全体として包括支援に参加している歯科衛生士が500名から600名という数になっています。その最大の理由が行政サイドに歯科衛生士がいるということです。その中で様々な意見が出て、その意見をもとに様々な事業が展開されていくという

形になっています。

無茶だとは思いますが、ぜひ八戸市でも歯科衛生士を入れてほしいと思っています。これからは口腔ケアあるいは口腔機能が非常に重要だと言われています。健康寿命を延ばしていくためにも、介護予防に関しても口腔に関するデータがどんどんあがってきているので、是非積極的に考えていただければと思っています。

■事務局

委員のお話にありましたとおり、口腔ケアが認知症予防に効果があるという学術的な研究成果も示されております。

現在、地域包括支援センターに限らず、市としても歯科衛生士の配置はございませんが、介護予防センターの方でも口腔ケアの取組を徐々に進めているところでございますので、いただきました意見も承りながら、今後取り組んでいければと思います。

■会長

そのほか皆さまからございますでしょうか。

ないようですので、これをもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。

次第3. 閉会

■司会

ご審議ありがとうございました。今年度の協議会は、今回を持ちまして終了の予定となっております。

これをもちまして、令和4年度 第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。